

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2018年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「ポータビリティ①離転職に伴うポータビリティ（確定拠出年金間）」です。

## 第12講 「ポータビリティ①離転職に伴うポータビリティ（確定拠出年金間）」 （確定拠出年金法第80条 2018年度版条文集P184ほか）

ポータビリティとは、「資産の移換」つまり持ち運びができることをいいます。

一般的には、離転職に伴う資産の持ち運びを意味することが多いようですが、確定拠出年金法では、離転職に伴うポータビリティのほかに制度移行に伴うポータビリティに関する規定も設けられています。ただし、離転職に伴うポータビリティと制度移行に伴うポータビリティに分けて規定されているわけではなく、他の制度との間での資産の移換（第54条～第54条の6、第74条の2～第74条の5）、と個人別管理資産の移換（第80条～第83条）に分けて定められています。また、離転職に伴うポータビリティとは、加入者資格の取得・喪失に伴う個人単位での資産の移換であるといえるため、必ずしも離転職のみを対象とするものではありません。例えば、出向や制度終了に際し、離転職に伴うポータビリティの規定の適用により資産を移換することが可能な場合もあります。これらの規定の中から、今回は、離転職に伴うポータビリティのうち、確定拠出年金間におけるもの（自動移換を除く）に関する規定についてみてみます。

確定拠出年金間における離転職に伴うポータビリティに関する規定としては、第80条（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換）、第82条（個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換）などがあります。第80条は企業型年金への移換、第82条は個人型年金への移換に関する規定です。

まず、第80条（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換）をみてみましょう。

第1項は、企業型年金への移換に関する原則的な取扱いに関する規定です。企業型年金加入者となった者に他の企業型年金又は個人型年金の個人別管理資産がある場合は、当該企業型年金の加入者は、加入している企業型年金の記録関連運営管理機関等に対して申出をすることにより、個人別管理資産を加入している企業型年金に移換することができます。

この規定をはじめとして、個人別管理資産の移換は原則として加入者等の「申出」により行われます。これは、企業型年金と個人型年金に同時加入できるようになったことや、確定給付企業年金への移換が可能になったことなどにより、2018年5月1日より、ポータビリティに関する規定が改正されたことによるものです。

そのため、従来は、企業型年金加入者となった者に他の企業型年金又は個人型年金の個人別管理資産がある場合は、原則として、加入している企業型年金に個人別管理資産を移換することになっていましたが、改正により、新たに加入した企業型年金に個人別管理資産を移換しない選択—他の企業型年金の個人別管理資産を個人型年金に移換する選択や、個人型年金の個人別管理資産をそのまま個人別管理資産に残す選択も可能となりました。

また、従来は、個人別管理資産の移換は、あくまでも離転職のタイミングで行うことになっていましたが、改正により、個人型年金からの移換については離転職のタイミングに限らず申出ができることとなりました（企業型年金では、加入者資格を喪失した日の属する月の翌月から6か月以内に申出をしないと自動移換が行われます）。

第2項、第3項は、企業型年金に自動移換される場合に関する規定です。従来は、自動移換先は国民年金基金連合会の一つでしたが、2018年5月1日より企業型年金も自動移換先の一つとなりました（第14講参照）。

第4項は、加入者等への通知義務に関する規定です。企業型年金の記録関連運営管理機関は、当該企業型年金に個人別管理資産の移換が行われた場合に、その旨を移換された者に通知しなければなりません。

次に第82条（個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換）についてみてみましょう。

第1項は、企業型年金から個人型年金への移換に関する規定です。企業型年金加入者であった者は、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者となることについて申出をした場合、あるいは、現に個人型年金加入者又は運用指図者である場合に、企業型年金の個人別管理資産の移換を国民年金基金連合会に申し出ることができます。なお、個人型年金への移換に際し、個人型年金に加入できるか否かは確定拠出年金法第62条、加入者となる場合の掛金の拠出限度額は確定拠出年金法施行令第36条の定めによります（第1講、第3講参照）。

第2項は、加入者への通知義務に関する規定です。個人型年金に個人別管理資産の移換が行われた場合は、国民年金基金連合会は、その旨を移換された者に通知しなければなりません。

なお、第81条及び第82条の2は、指定運用方法に関する規定です。移換先で指定運用方法が選定・提示されている場合は、移換された個人別管理資産についても、第25条の2の定めに基づいて指定運用方法による運用が行われることが定められています（第9講参照）。

以上みてきたように、確定拠出年金間のポータビリティでは、移換先（企業型年金に移換する場合は企業型年金の記録関連運営管理機関、個人型年金に移換する場合は国民年金基金）に移換の申出を行いますが、第13講でみる他制度間のポータビリティでは、移換元に移換の申出を行います。

今回は、「ポータビリティ②離転職に伴うポータビリティ（他制度間）」です。